

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号 集R4第2号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)	山口市仁保中郷字桑原	所在地 (名称) 山口市仁保中郷字桑原	山口市長 (氏名又は名称) 伊藤 和貴	所在地 (住所又は所在地) 山口県山口市龜山町2番1号
	経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)					
番号	所在 地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種
1	山口市仁保中郷字桑原	10121-1	1124林班D61-2	山林	1.3785 ヒノキ
2	山口市仁保中郷字桑原	10121-1	1124林班D67-4	山林	1.3785 ヒノキ
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					

備考

木材の販売による収益から伐採等による経費を控除してなお利益がある場合において申にお金銭(①)の額の算定方法

乙が甲にDを支払うべき時期

相手方及び方法

乙が甲にJを支払うべき時期

相手方及び方法

乙が甲にIを支払うべき時期

相手方及び方法

乙が甲にHを支払うべき時期

相手方及び方法

乙が甲にGを支払うべき時期

相手方及び方法

乙が甲にFを支払うべき時期

相手方及び方法

乙が甲にEを支払うべき時期

相手方及び方法

乙が甲にDを支払うべき時期

相手方及び方法

乙が甲にCを支払うべき時期

相手方及び方法

乙が甲にBを支払うべき時期

相手方及び方法

乙が甲にAを支払うべき時期

相手方及び方法

番号	所在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		
								住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住所 山口県山口市亀山町2番1号

山口市長 伊藤 和貴

氏名（自署）


- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類により定める場合に添付すること。
 (3) 新たな森林所有者と林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載するこことし、林地台帳に記載された面積を（ ）書きで2段書きにする。
 (4) (A) 横の「面積」は、当該経営管理権の対象森林の面積を示す図面を添付すること。
 (5) (B) 横の「現況樹種」及び「現況林齡」は、「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理実施権集積計画の定めるところにより設定される経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を受取ることを実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権集積計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
② 経営管理実施権集積計画が定められる場合には、経営管理実施権集積計画により経営管理実施権の認定を受けける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に保管する義務を負い、甲は、当該経営管理実施権集積計画により経営管理実施権者に対する義務を履行を求めることがができる。また、乙はこの経営管理実施権集積計画及び当該経営管理実施権集積計画に規定された報告徴収の基限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

- 当該森林における立木は、甲に帰属する。
(4) 経営管理実施権の設定
この経営管理実施権集積計画の公告により、乙に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

(5) 和税率の負担

- 甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の認定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理実施権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が他人に不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理実施権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなつた場合
② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することができないときは、気象災害等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理実施権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
④ 甲及び乙は、この経営管理実施権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
(7) 森林への入り及び施設の利用等
① 乙は、（1）（9）（15）に掲げる事項の実施のために必要なときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路線その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者を使用せることができる。
② 乙は、（1）（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

- 当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した手数料等に係る明細書を通知するものとする。
(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかつた場合）
① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する手続は乙がこれを行うものとする。
③ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧をを行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該保険に關する諸手続は経営管理実施権者がこれを行ふものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を支払うものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めによつて甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によつて甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は屋帶なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理実施権受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理実施権に基づき乙から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理実施権者から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

経営管理権に基づいて行なわれる経営管理の内容

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (1) の額の算定方法

別添 3 甲にJ)を支払うべき時期、相手方及び方法

<経営管理実施権が設定される場合> (乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合)

【時期】
○経営管理実施権者から甲に対するJ)の支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

○次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

<経営管理実施権が設定されない場合> (乙が経営管理を行う場合)

【時期】
○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

経営管理権集積計画面

1 個別事項

整理事番号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)	(名称) 山口市長 伊藤 和貴		(所在地) 山口県山口市滝山町2番1号		
	経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)	(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林(ア)						
番号	所在 地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	
1	山口市仁保中郷字寺島	10305	1125林班B38-2	山林 0.104	スギ	
2	山口市仁保中郷字寺島	10304	1125林班B38-1	山林 0.1018	その他広葉樹(スギ)	
3	山口市仁保中郷字寺島	10304	1125林班B38-2	山林 0.1018	スギ	
4	山口市仁保中郷字平林	10280	1125林班A21-0	山林 1.4142	ヒノキ	
5	山口市仁保中郷字平林	10275	1125林班A17-2	山林 0.4249	ヒノキ	
6	山口市仁保中郷字平林	10275	1125林班A17-3	山林 0.4249	ヒノキ	
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						

経営管理権に基づいて行わるべき経営管理の内容(C)
木材の販売による収益から伐採等による経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(①)の算定方法

経営管理権の存続期間(終期)
(①)
別添2の①参照

経営管理権の始期
(初期)
(①)
別添1の①参照

経営管理権を設定した年を含む年度の初日から起算して15年を経過する日まで。
2038.3.31

別添2の①参照

別添1の①参照

別添2の①参照

別添1の①参照

別添2の①参照

別添1の①参照

別添2の①参照

別添1の①参照

別添2の①参照

別添1の①参照

別添2の①参照

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

機刊文訛字ア本廿の本訛有者(甲)

廿

山口市東山町2番1号

山口吉良 伊藤 和譽

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かれる書類を添付すること。
 (3) 共有者不明森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 (4) (A) 欄の「面積」は、林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を（ ）書きで2段書きすること。
 (5) (A) 檻の「現況樹種」及び「現況林齡」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで2段書きすること。

2 共通事項

この経営管理実施権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権の定義

乙は、1の個別事項により定めた森林（以下「当該森林」という。）の經營管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権集積計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対する同一の注意義務をもつて經營管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権集積計画が定められる場合には、経営管理実施権集積計画により經營管理実施権の設定を受ける者（以下「經營管理実施権者」という。）は甲に經營管理業務を負い、甲は、当該經營管理実施権者に対する監督責任を負う。また、乙はこの經營管理実施権計画及び当該經營管理実施権集積計画に規定された報告微報の権限の範囲内において、經營管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び經營管理受益権の設定

この経営管理実施権集積計画の公告により、乙に經營管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

この経営管理実施権集積計画の公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林經營管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、經營管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理実施権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段又は錯誤等により定めた場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなつた場合

② 乙は、災害その他の事由により（1）に指する事項を実施することができなく困難となつたときは、気象災害等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理実施権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理実施権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（10）に指する事項の実施のために必要があるときは、当該森林に臨時立ち入り、若しくは以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設置された路網その他の施設

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、經營管理実施権が設定されていないときには乙が（經營管理実施権が設定されるときには經營管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等を通知するものとする。

(9) 森林保険（經營管理実施権が設定されなかつた場合）

① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

② 乙は、乙の賃用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる」とし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行ふものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支拂われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委託するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金額を乙に解説させるものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行ふこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保にに関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行ふものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を受取るものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施
- 次に掲げる場合において、(11)に掲げる事項を実施する予定の森林について(11)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
 - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
 - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めによって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- ① 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について権利の喪失があった場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合その他の当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は速やかに乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理実施権を設定することができます。
 - ② 経営管理実施権配分計画は、甲及び乙に経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることがができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対する当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告書を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理実施権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理実施権に係る森林に関する権利が経営管理権集積計画により設定された経営管理実施権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他
- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(6)

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(1)の額の算定方法

対象森林			
所在	地番	森林簿林小班	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(1)の額の算定方法
山口市仁保中郷字寺畠	10305	1125林班B38-2	<経営管理実施権が設定される場合> (乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合) 【1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法】 ○主伐について甲にによる収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育による収益の額から、木材の販売による収益(森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐について甲に支払われる金銭の額は、木材の販売による収益の額から木材の販売に係る経費及び木材の販売に係る経費を控除した額とする。
山口市仁保中郷字寺畠	10304	1125林班B38-1	【2. 木材の販売収益の額の算定方法】 ○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
山口市仁保中郷字寺畠	10304	1125林班B38-2	【3. 伐採等による経費の算定方法】 ○乙が算定する主伐に係る経費に見積額とする。 ○乙が算定する主伐が実施された場合における木の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けた場合に添付された経費に見積額とする。 ○乙が算定する主伐後における植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点での有効な山口県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けた場合に添付された経費に見積額とする。 ○乙が算定する主伐が実施された場合には、経費の実費に見積額とする。 ○乙が算定する主伐後における木の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けた場合に添付された経費に見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合には、経営管理実施権が終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けた場合に添付された見積額とする。
山口市仁保中郷字平林	10275	1125林班A17-2	【4. 留意事項】 ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他の経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲から預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるまでとする。 ○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うためには、その差額は経営管理実施権が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合> (乙が経営管理を行う場合) 【1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法】 ○経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた収益は乙のものとする。
山口市仁保中郷字平林	10275	1125林班A17-3	【2. 留意事項】 ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
①			
②	所在	地番	森林簿林小班

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

<経営管理実施権が設定される場合> (乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合)

【時期】
○経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

○次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

<経営管理実施権が設定されない場合> (乙が経営管理を行う場合)

【時期】
○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

経営管理権管轄集積計画面

1 個別事項

整理事番号 仁保中郷 集R4第5号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)	山口市長 伊藤 和貴	(名称) (住所又は名称)	山口県山口市龜山町2番1号	(所在地) (住所又は所在地)
	経営管理権を設定する森林所有者(甲)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)					
番号	所在	地番	林小班	地目	面積 ha
1	山口市仁保中郷字大影	11378	1197林班105-0	山林	0.1607
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					

乙が該算定結果の認定を受ける森林(A)

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

卷之三

七

川口市魯山町2番1号

山口市長 伊藤 和貴

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者と記載する。別葉とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定めた旨が分かること。また、森林所有者が変更となつた場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 (3) (A) 欄の「面積」は、林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を（ ）書きで2段書きにて記載すること。
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで2段書きにて記載すること。
 (5) 「〇年」、又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理実施権計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の經營管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保管（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって經營管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権計画が定められる場合には、経営管理実施権計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に保管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権計画に定める事項について、経営管理実施権者に対して義務を負う。また、乙はこの経営管理実施権計画及び当該経営管理実施権計画に規定された報告徴収の履行を求めることがができる。

③ 経営管理権の対象とする森林において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理実施権計画の公告により、乙に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

(5) 税額公開の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理実施権計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理実施権計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権限を有しなくなつた場合

② 乙は、災害その他の事由により（1）に掲げる事項を実施することができないときは、気象災害により被害が発生して（9）、（10）により後述を行う場合を除き、この経営管理実施権計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間中途において解約する場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理実施権計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要なときは、当該森林に臨時立ち入り、若しくは以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設

② を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

③ 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙

は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

④ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して抵当権を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木

⑤ について除去等を行なうことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されていないときには乙が（経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかつた場合）

① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、乙が後述を行うこととし、後述内容は甲と乙の協議により定める。

② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行なうものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金を乙に帰属させるものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金を乙に支払うものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

- ① 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
- ② 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めによつて甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めによつて甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受贈者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理受益権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができます。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができます。
- ③ 甲が経営管理実施権により設定された経営管理受益権に基づき経営管理受益権から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する権利を失う。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(6)

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額 (1) の額の算定方法

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

<経営管理実施権が設定される場合> (乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合)

【時期】

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

<経営管理実施権が設定されない場合> (乙が経営管理を行う場合)

【時期】

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

経営管理権管轄集積計画

1 個別事項

整理番号 R4第6号	仁保中郷 経営管理権有者(甲)	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)	山口市長 伊藤 和貴 (氏名又は名称)	山口県山口市龜山町2番1号 (住所又は所在地)	(所在地)									
	乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)													
番号	所在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	図面 No.	経営管理権 の始期	経営管理権 の終期 (後期) (B)	経営管理権 の存続期間 (後期) (C)	経営管理権 の算定方法 (D)	乙が甲にDを 支払うべき 時期、相手 方及び方法	備考
1	山口市仁保中郷字平浴	10532	1165林班057-0	山林	0.2976	ヒノキ	29 m ² ・m ³	公告の日から 2018.10.10	別添2の①参照	別添3 参照	別添1の ①参照	別添1の ②参照	別添1の ③参照	別添1の ④参照
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														
26														

番号	所在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		
								住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住所 山口県山口市亀山町2番1号

山口市長 伊藤 和貴

住所

[REDACTED]
氏名（自署）

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合、特例手続により定めた旨が分かれる書類を添付すること。
 (3) 新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 (4) 横の「面積」は、林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載すること。
 (5) 横の「面積」及び「現況樹種」は、森林簿に記載された内容を記載すること。
 (6) 横の「現況樹種」及び「現況林齡」は、「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
 (7) 横の「権利を設定する森林の森林所有者（甲）」は、権利を設定するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 (8) 横の「権利の設定を受ける市町村（乙）」は、権利の設定を受ける市町村を記載すること。
 (9) 横の「住所」は、権利の設定を受ける市町村の住所を記載すること。
 (10) 横の「氏名（自署）」は、権利の設定を受ける市町村の市長の氏名を記載すること。

2 共通事項

この経営管理実施権配分計画の定めるところにより設定される経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を販売するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施することと。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対する同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② は、当該経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受けける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に警告注意義務を負い、甲に規定された報告徴取の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理実施権配分計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

(5) 和税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理実施権計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理実施権計画を定めさせたことが判明した場合
 - ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理実施権計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
 - ④ 甲及び乙は、この経営管理実施権計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- ⑤ 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① を使用し、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設置された路線その他の施設
 - ② 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に臨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設置された路線その他の施設
 - ③ 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ④ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- ⑥ 甲への通知
 - 当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されていないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには甲）に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。
- ⑦ 森林保険（経営管理実施権が設定されなかつた場合）
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する請求手続は乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金額を乙に帰属させるものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行ふこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に
関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行ふものとする。
③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- (12) 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
① 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
② 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (13) 損害の賠償
① 乙は、乙の責めによつて甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
② 乙の責めによつて甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (14) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
① 経営管理権の存続期間の満了した場合には、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (15) 甲の通知及び届出
① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が死亡した場合その他の当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は通常なく乙に申し出るものとする。
- (16) 経営管理実施権配分計画の作成
① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権等に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対する義務を負う。
③ 甲が経営管理実施権配分計画に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告書を後収する義務のみを負う。
- (17) その他
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

添1 別紙(3) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(1)の額の算定方法

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

<経営管理実施権が設定される場合> (乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合)

【時期】

○経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

○次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

<経営管理実施権が設定されない場合> (乙が経営管理を行う場合)

【時期】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号 R4第7号	仁保中郷	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)	山口市長 伊藤 和貴	(所在地) 山口県山口市龜山町2番1号											
	経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)	(住所又は所在地)													
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)															
番号	所在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 樹林齡	面積 図面 No.	経営管理権の始期	経営管理権の終期 (終期) (B)	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権の内 容(C)	乙が甲にDを 支払うべき 時期、相手 方及び方法	備考	
1	山口市仁保中郷字西松柄	10674-42	1170林號A1-2	山林	0.3566	ヒノキ	41	162	公告の日から 経営管理権を設定した年 を含む年度の初日から 起算して15年を経過する 日まで。 2038.3.31	別添2の①参照	別添1の①参照	別添3 参照	木材の販売による収益か ら伐採等による経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭・(D)の算定方法		
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
21															
22															
23															
24															
25															
26															

番号	所在	乙が経営管理権の設定を受ける森林			経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(乙)			権原の種類	備考
		地番	林小町	地目	面積 ha	現況 樹種	住所又は所在地		
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									

この計画に同意する。

権利の認定を受ける市町村(乙)

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

住所

山口市長 伊藤 和貴

氏名(自署)

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特別により定める場合は、特例手続により定めること。
 (3) 共有者不明森林所有者と元の森林所有者との住所が記載された林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載する場合には、実面積を()書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することとする。
 (4) (A) 欄の「面積」及び「現況樹種」は、森林簿に記載するとともに、備考欄にその旨を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで2段書きにすること。
 (5) (B) 欄は、「〇〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理実施計画の定めるところにより設定される経営管理受権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保管（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもつて経営管理を行なう義務を負う。
② 経営管理実施権配分計画が定められた場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に部署注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の履行を求めるところができる。また、乙はこの経営管理実施権者に対して義務があるものとする。

(3) 経営管理権の対象とする森林

(4) 経営管理権及び経営管理受権の設定

この経営管理実施権配分計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

(5) 和税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理実施権配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が他の不正確な手段又は錯誤等により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

② 乙は、当該森林に係る権限を有しなくなった場合

(8) 甲への通知

③ 甲は、災害その他の事由により（1）に掲げる事項を実施することができないときは、気象災害等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理実施権配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかつた場合）

④ 甲は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に臨時立ち入り、若しくは以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設置された諸機器その他の施設

(10) 甲への通知

⑤ を使用し、若しくは乙以外の者に使用せることができます。

(11) 乙への通知

⑥ 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができます。この場合において、乙

(12) 甲及び乙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(13) 甲及び乙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(14) 甲及び乙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(15) 甲及び乙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(16) 甲及び乙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(17) 甲及び乙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(18) 甲及び乙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(19) 甲及び乙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(20) 甲及び乙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(21) 甲及び乙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(22) 甲及び乙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(23) 甲及び乙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(24) 甲及び乙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(25) 甲及び乙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(26) 甲及び乙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(27) 甲及び乙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(28) 甲及び乙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(29) 甲及び乙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(30) 甲及び乙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(31) 甲及び乙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(32) 甲及び乙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(33) 甲及び乙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(34) 甲及び乙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(35) 甲及び乙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(36) 甲及び乙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(37) 甲及び乙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行ふこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該保険金は当該森林保険を付保するものとする。
③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する事が不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
① 乙は、乙の責めによって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は速やかに乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができます。
② 経営管理実施権分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることがができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
③ 甲が経営管理実施権受益権に基づき経営管理を受けた場合、甲が支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する権利を譲り受けたものとみなす。
- (16) その他
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

経営管理の内容に基づいて行なわれる権限に基づいて行なわれる

木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (1) の額の算定方法

別添3 甲にJ)を支払うべき時期、相手方及び方法

<経営管理実施権が設定される場合>（乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合）

【時期】

- 経営管理実施権者から甲に対するJ)の支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

<経営管理実施権が設定されない場合>（乙が経営管理を行う場合）

【時期】

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号 R4第8号	仁保中郷 経営権の設定を受ける市町村 (乙) 山口市仁保中郷字大影	(名称) 山口市長 伊藤 和貴		(所在地) 山口県山口市亀山町2番1号	
		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)	
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)					
番号	所在	地番	林小班	地目	面積 ha
1	山口市仁保中郷字大影	11395-1	1197林號D07-1	山林	0.5452
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					

経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
にかかる権利と義務
（乙が甲に乙が甲に支払うべき費用を徴収する権利）

木材の販売による収益から伐採等による経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（①）の額の算定方法

別添2の①参照

別添3参照

別添1の①参照

日を含む年度の翌年から起算して15年を経過する日まで。
2038.3.31

別添2の①参照

別添3参照

別添1の①参照

別添2の①参照

別添3参照

番号	所在	乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）			経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				
		地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	氏名又は名称	権原の種類
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住所 山口県山口市龜山町2番1号 山口市長 伊藤 和貴

住所 [REDACTED] 氏名（自署） [REDACTED]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林と元の森林所有者と元の森林所有者との権利を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は、林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を（ ）書きで2段書きにすること。
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで2段書きにすること。
(5) (B) 欄は、「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理積算計画の定めるところにより設定される経営管理受益権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権について行わられる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等による経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権分譲権が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権分譲権により経営管理受益権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権分譲権者に対して義務を負う。また、乙はこの経営管理実施権分譲権及び当該経営管理実施権に定めた報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

（4）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権分譲権の公告により、乙に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

(5) 租地公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権分譲権のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理権分譲権を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合は、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権分譲権のうち当該森林において（1）に掲げる事項を実施する場合は、乙の同意を得るものとする。

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施する場合は、又は当該森林に設定された路網その他の施設

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権分譲権に定めるとところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のために必要なときは、当該森林に臨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設

② 乙は、（1）の個別事項において使用せざることができる。

③ 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

④ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行なうことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合は、経営管理実施権が設定されていないときには乙が（経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を送付するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかつた場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する手続は乙がこれを行なうものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金を乙に帰属させるものとする。

シ、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行ふこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者として被保険者として当該森林について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者と甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者が当該保険金を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金額を経営管理実施権者に帰属さるものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金額を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金額を甲に支払うものとする。

- (11) 災害等による経営又は管理の不実施
次に掲げる場合には、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によつて甲に不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によつて甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時ににおける清算の方法

- (14) 甲の通知及び届出
① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合その他の当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容において、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理実施権者に義務履行を求めることがができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。

- ③ 甲が経営管理権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理受益権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

卷八

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(1)の額の算定方法

木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（①）の額の算定方法			
対象森林	所在	地番	森林簿林小班
山口市に保中郷字大影	11395-1	11197林班D107-1	<経営管理実施権が設定される場合>（乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合）
【1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法】			
○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育に係る経費その他の経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。			
○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から木材の販売に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。			
【2. 木材の販売収益の額の算定方法】			
○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。			
【3. 伐採等に要する経費の算定方法】			
○乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たつて乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。			
○乙が算定する主伐が実施された場合には、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けた額とし、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。			
○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な山口県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たつて乙に提示し、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。			
○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、経営管理実施権が経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。			
○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。			
【4. 留意事項】			
○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他の経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲から預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。			
○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合には、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。			
<経営管理実施権が設定されない場合>（乙が経営管理を行う場合）			
【1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法】			
○経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた収益は乙のものとする。			
【2. 留意事項】			
○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。			
①	対象森林	所在	地番
			森林簿林小班

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

<経営管理実施権が設定される場合>（乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合）

【時期】

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

- 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座

<経営管理実施権が設定されない場合>（乙が経営管理を行う場合）

【時期】

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理事番号 仁保中郷 集R4第9号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)	(名称) 山口市長 伊藤 和貴		(所在地) 山口県山口市亀山町2番1号							
	経営管理権を設定する森林の森林所 有者(甲)	(住所又は所在地)									
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)											
番号	所在	地番	林小班	地目	面積 ha						
1	山口市仁保中郷字大影	11370	1197林班D95-3	山林	0.2728						
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											

経営管理権に基づいて行わ
れる経営
管理の内
容(C)

経営管理権
の存続期
(終期)
(B)

経営管理権
の始期
(公告の日から
経営管理権
を設立した
日を含む年
度の翌年から
の初日から
起算して15
年を経過す
る日まで。
2038.3.31

経営管理権
の終了
日(別添1の
①参照)

参考

木材の販売による収益か
ら伐採等に要する経費を
控除してないお利益がある
場合におけるべき金銭(①)の額
の算定方法

乙が甲にリを
支払うべき
時期、相手
方及び方法

番号	所在	乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）			経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			権原の種類 備考
		地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

山口市長 伊藤 和貴
住所 [REDACTED]
住所 [REDACTED]

- （記載注意）
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は、林地台帳に記載された面積ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を（ ）書きで2段書きることとし、1筆の一部について経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付すること。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇〇年」、又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

(1) 経営管理権に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1)の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受取者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行いう義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に保管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権者に対して経営管理実施権者に規定された報告徴収の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に輸送する。

(4) 経営管理実施権配分計画による収益の設定

この経営管理権配分計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受取権(余銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後ににおいて当該森林の森林所有者となつた者(甲その他の森林経営者)に對しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定管の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段又は詐認等により経営管理権配分計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合は、乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することができないときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

(7) 森林への立ち入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)、(9)、(10)に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を用以てその他の不正な手段又は詐認等により使用せることができる。

② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることがある。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されていないときには乙が(経営管理実施権者が設定されるときには経営管理実施権者)甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかつた場合)

① 気象災等により当該森林について被災が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙との協議により定める。

② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを行うものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金額を乙に届けさせるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災害等について当該森林において被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- (1) 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
 - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
 - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理実施権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理実施権を設定することができます。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告書を微収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理実施権に基づき乙から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理実施権者がから支払を受けたものとみなす。
- (16) その他
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

(C) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容		
所在	地番	林小班		所在	地番	
山口市仁保中郷字大影	11370	1197林班195-3	<経営管理実施権が設定される場合>（乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行いう場合） ○経営管理実施権者（民間事業者）が間伐、主伐並びに伐前後に主伐する前に伐後との植栽及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○主伐後の植栽については、地被え後、スギ・ヒノキ等を1,000～3,000本／haの密度で植栽を実施する。 ○保育については、立木の林齢が存続期間中に10年以上となるよう、下刈り、除伐等を実施するものとする。 ○なお、施業の実施にあたつては、主伐後に植栽した渓畔林における必要性は伐採は控えるなど、生物多様性に配慮するものとする。 ○経営管理実施権者は、火災、病害虫及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。	<経営管理実施権が設定されない場合>（乙が経営管理を行いう場合） ○乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施するものとする。なお、施業の実施にあたつては、渓畔林における不必要的伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。 ○乙は、火災、病害虫及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。	森林等林小班	森林等林小班
(1)						
(2)						
(3)						
(4)						
(5)						
(6)						
(7)						
(8)						
(9)						
(10)						
(11)						
(12)						
(13)						
(14)						
(15)						
(16)						
(17)						
(18)						
(19)						
(20)						

木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(①)の額の算定方法

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

<経営管理実施権が設定される場合> (乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合)

【時期】

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

<経営管理実施権が設定されない場合> (乙が経営管理を行う場合)

【時期】

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

経営管理権集積計画

1. 個別事項

整理番号 集R4第10号	仁保中郷 経営管理権の設定を受ける市町村 経営管理権を設定する森林の森林所 有者(甲)	(名称) 山口市長 伊藤 和貴		(所在地) 山口県山口市電山町2番1号		(住所又は所在地)
		(氏名又は名称)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林(1)						
番号	所在 地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	経営管理権 の始期 公告の日から
1	山口市仁保中郷字西松柄	10674-26	1171林班B24-1	山林 0.6692	その他灌木(ヒノキ)	74 156 公告の日から
2	山口市仁保中郷字西松柄	10674-26	1171林班B24-2	山林 0.6692	ヒノキ	156 別添1の を設定した 日を含む年 度の初日から 15年を経過す る日まで。 2038.3.31
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						

番号	所在	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)			経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (B)					
		地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

山口市長 伊藤 和貴

住所

氏名 (自署)

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特別手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。
 (3) 共有者不明森林所有者と元の森林所有者との面積が記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には、実面積を()書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権が設定される場合には、実面積を()書きで2段書きすることとする。
 (4) (A) 欄の「面積」は、林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には、実面積を()書きで2段書きすることとする。
 (5) (B) 欄は、「現況樹種」及び「現況林齡」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで2段書きすること。

2 共通事項

この経営管理実施権集積計画の定めるところにより設定される経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるとこどりにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権集積計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画により経営管理受益権の設定を受ける者（以下「経営実施権者」という。）は甲に華管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権者に対する義務を履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理実施権集積計画及び当該経営管理実施権分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙において当該森林の所有者となつた者（国その他の森林經營管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が他の不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなつた場合

② 乙は、災害その他の事由において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立ち入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができ。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行うことを認める場合。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されていないときには乙が（経営管理実施権者が設定されるときには経営管理実施権者）甲にに対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に關する諸手続は乙がこれを行ふものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金を乙に帰属させるものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を後日の用に供するため、甲は当該保険金全額を支払うものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施
- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する事が不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
 - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
 - ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によつて甲に不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によつて甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了時において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び乙の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は速やかに乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずして、経営管理実施権を設定期に、乙に経営管理実施権を設定期に定める。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合は、甲及び乙に経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理受益権に係る森林に関する経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に係る森林に関する権利を受けたときは、当該支払を受けたものとみなす。
- (16) その他
- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額(1)の額の算定方法

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞（乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合）

【時期】

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

＜経営管理実施権が設定されない場合＞（乙が経営管理を行う場合）

【時期】

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

経営當管権集積計画

番号	所在	乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)			経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)			備考
		地番	林小町	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住所 山口県山口市龜山町2番1号

氏名(自署)
[REDACTED]

山口市長 伊藤 和貴

住所 [REDACTED]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた場合
 は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 (3) (A) 欄の「面積」は、林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積を添付することとし、1筆の一部について経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付すること。
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで2段書きにすること。
 (5) (B) 欄は、「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理実施権計画の定めるところにより設定される経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の經營管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって經營管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権計画が定められる場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって經營管理受ける者（以下「經營管理実施権者」という。）は甲に監督注意義務を負い、甲は、当該經營管理実施権計画の定める事項について、經營管理実施権者に対して義務の履行を求めることがができる。また、乙はこの経営管理実施権計画及び当該経営管理実施権計画に規定された報告収取の権限の範囲内において、經營管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び經營管理受益権の設定

この経営管理権計画の公告により、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって經營管理受ける権利（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林經營管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、經營管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この經營管理実施権計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段又は錯誤等により乙に經營管理権計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなつた場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することができないときには、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この經營管理実施権計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この經營管理権計画に定めるところにより設定される經營管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に臨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設

を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙

は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、經營管理実施権が設定されないと乙が（經營管理実施権が設定されると乙が（經營管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（經營管理実施権が設定されなかつた場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めによって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- ② 甲の通知及び届出
- ③ 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ④ 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他の当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は通常なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権等について年1回の報告を収めることが求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を要求することができる。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(6)

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(①)の額の算定方法

対象森林		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(①)の額の算定方法	
所在	地番	所在	地番
山口市仁保中郷字三ツヶ谷 2860-2			
森林簿林小班 1119林班A1-5			
＜経営管理実施権が設定される場合＞（乙が鑑定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合）			
【1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法】			
○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育に係る経費その他の経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。			
○木材の販売による収益の額の算定方法として乙が算定した額を控除した額とする。			
【2. 木材の販売収益の額の算定方法】			
○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。			
【3. 伐採等による経費の算定方法】			
○乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。			
○乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。			
○乙が算定する主伐後の権義、保育及び利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。			
○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。			
○乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。			
【4. 留意事項】			
○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他の経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲から預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。			
○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行ったために要した経費が上記（3. 伐採等による経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合には、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。			
＜経営管理実施権が設定されない場合＞（乙が経営管理を行う場合）			
【1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法】			
○経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた収益は乙のものとする。			
【2. 留意事項】			
○乙が経営管理を行ったために要した経費は乙が負担するものとする。			
所在	地番	所在	地番
①	森林簿林小班	②	

別添3 甲にJ)を支払うべき時期、相手方及び方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞（乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合）

【時期】
○経営管理実施権者から甲に対するJ)の支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

○次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

＜経営管理実施権が設定されない場合＞（乙が経営管理を行う場合）

【時期】
○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

経営権管理集積計画

1 個別事項

整理事番号	仁保中郷 集R4第13号	経営管理権の設定を受ける市町村 (名称) 山口市長・伊藤 和貴 (氏名又は名称)	(所在地) 山口県山口市龜山町2番1号		(住所又は所在地)
			乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)		
番号	所有	地番	林小班	面積 ha	現況 樹種
1	山口市仁保中郷字横尾	12020	1112林班D98-1	山林 0.1111	その他商業樹(スキ) 70 77
2	山口市仁保中郷字芝田	11969	1112林班A5-2	山林 0.8686	ヒノキ 44 83
3	山口市仁保中郷字芝田	11969	1112林班A5-3	山林 0.8686	ヒノキ 40 83
4	山口市仁保中郷字芝田	11969	1112林班A5-4	山林 0.8686	ヒノキ 40 83
5	山口市仁保中郷字芝田	11969	1112林班A5-5	山林 0.8686	アカマツ 60 83
6	山口市仁保中郷字芝田	11969	1112林班A8-0	山林 0.8686	スキ 83
7	山口市仁保中郷字芝田	11968	1112林班A5-1	山林 0.0374	ヒノキ 41 83
8	山口市仁保中郷字田床	2552	1117林班A5-0	山林 0.3067	スキ 3 67
9	山口市仁保中郷字横尾	2526	1112林班D119-1	山林 0.2403	スキ 49 76・77
10	山口市仁保中郷字横尾	2526	1112林班D20-2	山林 0.2403	スキ 50 76・77
11	山口市仁保中郷字横尾	2522	1112林班D97-2	山林 0.1611	スキ 62 77
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					

経営管理権
に基づく収益が
生じた場合に
支払うべき
方法及び
算定方法

経営管理権
に基づく収益が
生じた場合に
支払うべき
方法及び
算定方法

別添1の
①参照

別添2の①参照

別添3参
照

番号	所在	乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(⑤)			
		地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	氏名又は所在地	氏名又は名称	施原の種類
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

住所 山口市長 伊藤 和貴

[REDACTED]

氏名(自署)

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 (3) (A) 欄の「面積」は、林地台帳に記載された地番ごとの面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を()書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権が設定される場合には、その一部について経営管理権が設定されることは、当該部を特定することのできる図面を添付することとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで2段書きすること。
 (5) (B) 欄は、「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施
- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- (1) 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ① 路網等により当該森林への到達が困難となつたとき
 - ② 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- (14) 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (15) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は通常なく乙に申し出るものとする。
- (16) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができます。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができます。
 - ③ 甲が経営管理実施権により設定された経営管理受益権に基づき経営管理受益権から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する権利は無効となるものとみなし。
- (16) その他
- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

経営管理権に基づいて行われる組織管理の内容

別添2 木材の販売による収益にかかる伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(①)の額の算定方法

対象森林		地番		森林簿林小班	<経営管理実施権が設定される場合> (乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合)	
山口市仁保中郷字横尾	12020	1112林班D98-1			【1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法】	
山口市仁保中郷字芝田	11969	1112林班A5-2			○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育その他の経費(森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。	
山口市仁保中郷字芝田	11969	1112林班A5-3			○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費を控除した額とする。	
山口市仁保中郷字芝田	11969	1112林班A5-4			○乙が算定した額を控除した額とする。	
山口市仁保中郷字芝田	11969	1112林班A5-5				
山口市仁保中郷字芝田	11969	1112林班A8-0			【2. 木材の販売収益の額の算定方法】	
山口市仁保中郷字芝田	11968	1112林班A5-1			○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。	
山口市仁保中郷字田床	2552	1117林班A5-0			【3. 伐採等に要する経費の算定方法】	
山口市仁保中郷字横尾	2526	1112林班D119-1			○乙が算定する主伐に係る経費に見積額とする。	
山口市仁保中郷字横尾	2526	1112林班D120-2			○乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費の見積額とする。	
山口市仁保中郷字横尾	2522	1112林班D97-2			○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点での有効な山口県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画にて算定する。	
					○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画にて算定する。	
					○乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画にて算定する。	
					【4. 留意事項】	
					○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他の経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲から預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。	
					○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行ったために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合には、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。	
					<経営管理実施権が設定されない場合> (乙が経営管理を行う場合)	
					【1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法】	
					○経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた収益は乙のものとする。	
					【2. 留意事項】	
					○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	
①						
②						
	所在	地番	森林簿林小班			

別添3 甲に○を支払うべき時期、相手方及び方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞（乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合）

【時期】
○経営管理実施権者から甲に対する○の支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

○次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

＜経営管理実施権が設定されない場合＞（乙が経営管理を行う場合）

【時期】
○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	仁保中郷 集R4第14号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)	山口市長 伊藤 和貴	(所在地) 山口県山口市亀山町2番1号
		経営管理権を設定する森林の森林所 有者(甲)	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)
番号	所在地	乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)	経営管理権の始期 の初期	経営管理権の存続期 (終期)
1	山口市仁保中郷字大影	11392 1197林地107-1 山林 0.3721 ヒノキ	公告の日から 42	別添1の 1参照
2	山口市仁保中郷字大影	11392 1197林地109-2 山林 0.3721 ヒノキ	42	別添3 参照
3	山口市仁保中郷字大影	11385 1197林地105-0 山林 0.2686 その他(イノキ)	72	
4			151	
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				

番号	所在	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)			経営管理権を設定する森林の用以外の権原者 (E)			備考		
		地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	住可又は所在地	氏名又は名称	権原の種類
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所 山口県山口市亀山町2番1号
住所 山口市長 伊藤 和貴
住所 [REDACTED]
住所 [REDACTED]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた場合
は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は、林地台帳に記載された地番ごとの面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を（ ）
書きで2段書きにすることとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、1筆の一部について経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付すること。
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は、森林簿と異なる場合は（ ）書きで2段書きにすること。
(5) (B) 欄は、「〇〇年」、又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保管（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を受けるとともに、販売収益から伐採等による経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払うこととする。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に普管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画に定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理実施権配分計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林に立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）の設定

乙に設定された経営管理権は、この公告の後ににおいて当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林經營者）に對しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が他の不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理権集積計画を制定させたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなつた場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において実施することができたときは、気象災害により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、（1）の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解除しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に臨時立ち入り、若しくは以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設

② を使用し、若しくは以外の者に使用させることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されていないときには乙が（経営管理実施権が設定されたときには経営管理実施権者が）甲に對して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

① 森林保険（経営管理実施権が設定されなかつた場合）

① 気象災害により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行ふものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支拂われる保険金があるときには、甲は当該保険金を乙に帰属させるものとする。

(9) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されていないときには乙が（経営管理実施権が設定されたときには経営管理実施権者が）甲に對して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

① 森林保険（経営管理実施権が設定されなかつた場合）

① 気象災害により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行ふものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支拂われる保険金があるときには、甲は当該保険金を乙に帰属させるものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施
- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
 - ② 路網の墳塚等により当該森林への到達が困難となつたとき
 - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他の当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権を設定することができます。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることがができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権に基づき経営管理受益権から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他
- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額(1)の額の算定方法

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞（乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合）

【時期】

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

- 次の支払先に支払うものとする。
（支払先） 甲の指定する口座

＜経営管理実施権が設定されない場合＞（乙が経営管理を行う場合）

【時期】

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

経営権管理集積計画

1 個別事項

整理事 番号 集R4第16号	仁保中郷 経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)	(名称) 山口市長 伊藤 和貴		(所在地) 山口県山口市亀山町2番1号	
	経営管理権を設定する森林の森林所 有者(甲)			(住所又は所在地)	
	乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)				
番号	所在 地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種
1	山口市仁保中郷字上地右衛門屋敷	10639-1	1171林班048-0	山林	0.3625 スギ
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					

経営管理
権に基づく
伐採等による収益か
ら支払べき
料金額(①)の
算定方法

経営管理
権の存続期間
(終期)
(①)

経営管理権
の始期
(①)

経営管理権
の内容
(①)

参考
資料

別添3参
照

別添2の①参照

別添1の
①参照

番号	所在	乙が経営管理権の設定を受ける森林(1)			経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(乙)			備考
		地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林輸	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住所 山口県山口市龜山町2番1号

氏名(自署)

山口市長 伊藤 和貴

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めること。
 (3) 共有者不明森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 (4) (A) 横の「面積」は、林地台帳に記載された面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を()書きで2段書きすること。
 (5) (B) 横の「現況樹種」及び「現況林輸」は、森林等に記載された内容を記載することとし、森林等と異なる場合は()書きで2段書きにすること。

2. 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めることによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を吸収するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対する同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画により経営管理受益権の設定を受ける者（以下「経営実施権者」という。）は甲に看守注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に看守注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画により経営管理実施権者に対する義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理実施権配分計画に規定された報告収取の権限の範囲において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後ににおいて当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林經營管理法施行規則に定められた者を除く。）に対してても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資本税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が係りその他不正な手段又は錯誤等により乙に施設等を有しなくなった場合

イ 甲が当該森林に係る施設等を有しなくなったときには、気象災害等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することができるときには、当該森林に臨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路線その他の施設

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しよとする場合は、乙の同意を得るものとする。

(7) 純林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に設定された路線その他の施設

② を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

③ 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙

④ は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

⑤ 乙は、当該森林の立木が第三者に対する損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除法等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないと乙には乙が（経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかつた場合）

① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行いうるものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 灾害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めによって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

① 経営管理権の存続期間が満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは譲り受けた場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び乙の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権配分計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理実施権を設定することができます。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理実施権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理実施権に係る森林に関する経営管理権配分計画により設定された経営管理実施権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理権配分計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理に基づいて行われる経営管理の内容(C)

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(1)の算定方法

対象森林		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(1)の額の算定方法			
所在	地番	森林薄林小班	<経営管理実施権が設定される場合> (乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合)		
<p>【1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育に係る経費その他の経費(森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除する。 ○利用間伐について甲に支払われる金銭の額は、木材の販売による収益の額から木材の販売に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 					
【2. 木材の販売収益の額の算定方法】		<p>○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p>			
<p>【3. 伐採等に要する経費の算定方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画における木材の販売に係る経費について、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けた経費に見積額とする。 ○乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権配分計画に添付された経費に見積額とする。 ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点での有効な山口県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画にて事業に係る経費に見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費に見積額とする。 ○乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画にて見積額とする。 					
<p>【4. 留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他の経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持出しの必要がなくなるまでとする。 ○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行ったために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合には、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 					
<経営管理実施権が設定されない場合> (乙が経営管理を行う場合)		<p>【1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた収益は乙のものとする。 			
【2. 留意事項】		<ul style="list-style-type: none"> ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 			
①	所在	地番	森林薄林小班		
②					

別添 3 甲にJを支払うべき時期、相手方及び方法

<経営管理実施権が設定される場合>（乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合）

【時期】
○経営管理実施権者から甲に対するJの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

○次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

<経営管理実施権が設定されない場合>（乙が経営管理を行う場合）

【時期】
○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

経営管理権集積計画書

1 個別事項

仁保中郷 整理番号 集R4第17号		経営管理権の設定を受ける市町村 (名称) 山口市長 伊藤 和貴 (氏名又は名称)	(所在地) 山口県山口市龜山町2番1号 (住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)						
乙が経営管理権を設定する森林の森林所 有者(甲)						
番号	所在	地番	林小班	地目		
			面積 ha	現況 樹種		
				現況 樹種		
1	山口市仁保中郷字下棚田	10310	1125林班B37-1	山林 0.5612 ヒノキ		
2	山口市仁保中郷字寺畠	10303-1	1125林班B38-1	山林 0.1407 その他の常緑樹(スキ)		
3	山口市仁保中郷字寺畠	10286	1125林班A29-1	山林 1.5919 スギ		
4	山口市仁保中郷字平林	10270	1125林班A4-1	山林 0.3256 その他の常緑樹(ヒノキ)		
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						

経営管理権に基づく
権にて行わ
れるべき金銭(①)の額
の算定方法

木材の販売による収益か
ら伐採等に要する経費を
控除してなお利益がある
場合における甲に支払わ
れるべき金銭(①)の額
の算定方法

別添2の①参照

別添1の
別添1の
年を含む年
度の翌年度
の初日から
起算して15
年を経過す
る日まで。
2038.3.31

番号	所在	乙が経営管理権の設定を受ける森林(甲)			経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(乙)			備考
		地番	林小現	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林輸	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

氏名(自署)
[REDACTED]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特別により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となつた場合は、新たなる森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 (3) (A) 欄の「面積」は、林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を()書きで2段書きにすることとし、当該経営管理権計画の対象森林の場所を示す図面を添付すること。
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林輸」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで2段書きにすること。
 (5) (B) 欄は、「〇〇年」、又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の經營管理のため、1の個別事項に定めることにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、立木の伐採及び木材の販売による経費を免除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもつて經營管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画により経営管理受権権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。
- ③ 乙は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理実施権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受権権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林管理者）に経営管理権は、この公告の後ににおいて当該森林の森林所有者となつた者（國その他の森林管理者）に経営管理権が設定される。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が癸よりその他不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（11）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、（1）の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解除しようとする場合は、当該森林に立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に臨時立ち入り、又は当該森林に設置された路網その他の施設

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙

は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対する損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除法等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されていないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには乙が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかつた場合）

- ① 気象災等により当該森林において被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行いうるものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施
- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
 - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
 - ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合には、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他の当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずして、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができます。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることがができる。なお、乙、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を受ける義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

- (16) その他
- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(1)の額の算定方法

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞（乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合）

【時期】

○経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

○次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

＜経営管理実施権が設定されない場合＞（乙が経営管理を行う場合）

【時期】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

経営管理権管掌規計画

1 個別事項

整理番号 集R4第18号	仁保中郷 経営管理権の設定を受ける市町村 (氏名又は名称) 山口市仁保中郷字平太迫	(名称) 山口市長 伊藤 和貴		(所在地) 山口県山口市亀山町2番1号								
		(住所又は所在地)										
番号	所在 地番	乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)			経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権 の始期 (C)	経営管理権 の現況 林地 面積 ha	現況 樹種	現況 林齡 年 No.	経営管理権による収益が 支拂つべき 支拂し得る利益がある場合 に甲に支拂つ べき金銭(①)の額 の算定方法	乙が甲つべき 支拂つべき 時期、相手 方及び方法	備考
		林地現 状	地目	面積 ha								
1	山口市仁保中郷字平太迫	11756-1	1118林地0103-1	山林	0.8035	その他の木立(ヒノキ)	75	69・78	公告の日から 毎年3月31日まで の毎年3月31日 の初日から15年 度の起算して15 度の翌年度の初日 までの毎年3月31 日を含む年を過す る日まで。 2038.3.31	別添1の ①参照	別添3 参照	
2	山口市仁保中郷字平太迫	11756-1	1118林地0103-2	山林	0.8035	ヒノキ	38	69・78				
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												

乙が経営管理権の設定を受ける森林(1)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(1)			
番号	所在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 蓄積	現況 林種
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							

アの計画に同意する。

(乙) 挑戰者之帝國

四

卷之三

小石山

(注) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特別に由り定めた旨が分かれる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となつた場合は、新たな森林所有者との氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は、林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、面積を()書きで2段書きすることとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には、面積を記載すること。
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林輪」は、「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
(B) 欄は、
(C) 欄は、
(D) 欄は、
(E) 欄は、

2. 共通事項

この経営管理施設積分計画の定めるところにより設定される経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののはか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等による経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施施設積分計画が定めらる場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

- ② この経営管理実施施設積分計画により経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された報告喫取の権限は、この公告の公告の後ににおいて当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林經營管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

- ③ この経営管理施設積分計画により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

- 乙に設定された報告喫取の権限は、この公告の公告の後ににおいて当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林經營管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該する場合には、この経営管理施設積分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

- ア 甲が当該森林に係る権限を有しなくなった場合

- イ 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施するこが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理施設積分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

- ② 乙は、甲及びその他の不正な手段又は賄賂等により当該森林において（1）に掲げる事項を実施するこが著しく困難となつたときは、乙の同意を得るものとする。

- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途中において解約する場合に於ける経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入りさせ、又は当該森林に設置された路線その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができ。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行つものとする。

- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

- 当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されたときには乙が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理権が設定されなかつた場合）

- ① 気象災等により当該森林において被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

- ② 乙は、この費用負担として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する話手は乙がこれを行うものとする。

- ③ 乙が（2）により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金全額を乙に歸属させるものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に歸属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が認定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該保険にに関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金額を経営管理実施権者に委託するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の溝口時及び消滅時における清算の方法

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他の当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は連絡なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権が定められる場合、経営管理権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により認定された経営管理受益権に基づき経営管理受益権から支払を受けたときは、当該支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(1)の額の算定方法

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

<経営管理実施権が設定される場合>（乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合）

【時期】
○経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

○次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

<経営管理実施権が設定されない場合>（乙が経営管理を行う場合）

【時期】
○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

経営管理権計画積集管営

1 個別事項

整理番号	仁保中郷 集R4第19号	(名称) 山口市長 伊藤 和貴		(所在地) 山口県山口市龜山町2番1号		乙が甲(乙)を 支払つべき時期、相手方及び方法	乙が甲(乙)を 支払はべき金銭(①)の額 の算定方法	
		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が經營管理権の設定を受ける森林 (A)								
番号	所在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林輪 図面 No.	
1	山口市仁保中郷字室路	11731-1	1119林班059-0	山林	0.7068	その他広葉樹(スギ)	75	
2	山口市仁保中郷字兼郷	11520	1124林班048-2	山林	2.9606	スギ	65	
3							79	
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								

番号	所在	乙が経営管理権の設定を受ける森林(甲)			経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(乙)			備考
		地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

住所

山口市長 伊藤 和貴

氏名(自署)

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別表とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特別により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かること。また、森林所有者が変更となつた場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類添付すること。
 (3) (A) 横の「面積」は、林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を()書きで2段書きにすることとする。なお、当該経営管理権集計面の対象森林の場所を示す図面添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面添付することとし、森林簿にその旨を記載すること。
 (4) (A) 横の「現況樹種」及び「現況林齡」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで2段書きにすること。
 (5) (B) 横は、「〇〇年」、又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるとところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益に対する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対する同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権分計画が定められた場合には、経営管理実施権分計画により経営管理受益権（以下「経営実施権所有者」という。）は甲に看守注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権分計画の定める事項について、経営管理実施権所有者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理実施権分計画及び当該経営管理実施権分計画に規定された報告・収取の権限の範囲において、経営管理実施権所有者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

- 当該森林にある立木所は、甲に解属する。
- ④ 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理権集積計画（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された報告・収取の権限の範囲において、当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林經營管理権所有者）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税の他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の譲り受け

① 乙は、甲が当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲がなりその他不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなつた場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途ににおいて解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要なところにより、若しくは乙以外の者を立ち入りさせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のために必要なところは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができ。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者にに対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されていないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等による明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が認定されなかつた場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支拂われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施
- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
 - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
 - ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時ににおける清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合には、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名稱を変更した場合、甲が死亡した場合その他その他の理由により当該森林に係る権利を有する権利者に通知するものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の認定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権配分計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、甲の同管を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができます。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。甲は経営管理実施権者に義務履行を負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により認定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた範囲で、当該経営管理受益権に係る森林に関する権利は、甲が経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他
- この経営管理権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理権配分計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (1) の額の算定方法

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

<経営管理実施権が設定される場合>（乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合）

【時期】

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

<経営管理実施権が設定されない場合>（乙が経営管理を行う場合）

【時期】

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

経営権管理計画書

1 個別事項

整理番号	仁保中郷 (乙)	経営管理権の設定を受ける市町村 (名称)	山口市長 伊藤 和貴	(所在地) 山口県山口市龜山町2番1号	
	集R4第20号	経営管理権を設定する森林の森林所 (氏名又は名称)	(住所又は所在地)		
乙が経営管理権の認定を受ける森林 (A)					
番号	所在 地番	林小班	面積 ha	現況 樹種	現況 林歸 図面 No.
1	山口市仁保中郷字下山根	11470-1	1193林班B84-3	山林	1.8978 ヒノキ
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					

番号	所在	乙が經營管理権の設定を受ける森林 (A)			経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (B)				
		地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	氏名又は名称	権原の種類
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

山口市長 伊藤 和貴

住所

氏名 (自署)

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特別手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。
(3) 新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積を記載することとし、林地台帳に記載する場合には、実面積を（ ）書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には、備考欄にその旨を記載すること。
(4) (A) 欄の「面積」及び「現況樹種」は、森林簿と異なる場合に、備考欄にその内容を記載すること。
(5) (B) 欄は、「〇〇年」又は、「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2. 共通事項

この経営管理施策集積計画の定めるところにより設定される経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施施策集積計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
② 経営管理実施施策集積計画により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。
③ 乙は、当該経営管理実施施策集積計画の定める事項について、経営管理実施施策者に対する義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理施策集積計画及び当該経営管理実施施策計画に規定された報告書の提出において、経営管理実施施策者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

(4) 経営管理施策及び経営管理受益権の設定

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理施策集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他不正な手段又は強説等により乙に経営管理施策集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権限を有しなくなった場合

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理施策集積計画のうち当該森林において経営管理施策集積計画を定めさせたことが判明したときには、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理施策集積計画のうち当該森林において（11）に掲げる事項を実施することができるとする。
② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（12）に掲げる事項を実施することができるとする。
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途ににおいて設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
④ 甲及び乙は、この経営管理施策集積計画に定めるところにより設定される経営管理権の利用等
（7） 森林への入り及び施設の利用等
① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に臨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路線その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除法等を行ふことを認めることができる。

(8) 甲への通知

- 当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。
（9） 森林保険（経営管理施策が設定されなかつた場合）
① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
③ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に拠するため、甲は当該保険金額を乙に帰属させるものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該保険に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支拂われる保険金がある場合、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施
- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 灾害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
 - ② 路線の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
 - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めによつて甲に不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めによつて甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の溝了時及び消滅時における清算の方法
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは譲り受けた場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は連帯なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の認定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいてこの経営管理権集積計画の内容を、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理実施権を設定することができます。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告書を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権により認定された経営管理権を、甲が支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理実施権者から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他
- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(6)

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (1) の額の算定方法

対象森林			
所在	地番	森林等林小班	
山口市仁保中郷字下山根	11470-1	1198林班B84-3	＜経営管理実施権が設定される場合＞（乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合）
【1. 甲について甲に支払われるべき金銭の額の算定方法】			
○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育に係る経費その他の経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。			
○利用間伐について甲に支払われる金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費とし て乙が算定した額を控除した額とする。			
【2. 木材の販売収益に係る木材の販売収益について】			
○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。			
【3. 伐採等に要する経費の算定方法】			
○乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たつて乙に提示し、経営実施権配分計画に見積額とする。			
○乙が算定する主伐に添付された主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たつて乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費に添付された経費の見積額とする。			
○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たつて乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。			
○乙が算定する標準単価を基に経営管理実施権が実施された場合における木材の販売に添付された経費の見積額とする。			
○乙が算定する利用間伐が実施された場合ににおける木材の販売に添付された経費の見積額とする。			
○乙が算定する保険料による森林保険の保険料に係る経費については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。			
【4. 留意事項】			
○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。			
○経営管理実施権を行なうために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。			
＜経営管理実施権が設定されない場合＞（乙が経営管理を行う場合）			
【1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法】			
○経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた収益は乙のものとする。			
【2. 留意事項】			
○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。			
所在	地番	森林等林小班	
①			
②			

別添 3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞（乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合）

【時期】

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

＜経営管理実施権が設定されない場合＞（乙が経営管理を行う場合）

【時期】

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	仁保中郷 集R4第21号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)	山口市長 伊藤 和貴	(住所又は所在地) 山口県山口市龜山町2番1号					
		経営管理権を設定する森林の森林所 (甲)	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)									
番号	所在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	図面 No.	経営管理権の始期
1	山口市仁保中郷字草岩	11912	1112林班C82-0	山林	0.8957	ヒノキ	87	77	公告の日から 経営管理権を設定した年 度を合む年
2									別添1の①参照
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									

番号	所在	乙が經營管理権の設定を受ける森林 (A)			経営管理権を認定する森林の甲以外の施原者 (B)		
		地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

山口市長 伊藤 和貴

氏名 (自署)

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特別により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。
(3) 共有者不明森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(4) 新たな森林に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積を記載することとし、当該経営管理権集計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には、実面積を（ ）書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、備考欄にその旨を記載すること。
(5) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は、「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
(6) (B) 欄は、「〇〇年」、又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権取扱計画の定めるところにより設定される経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののはか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の經營管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益を生じた場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対する同一の注意義務をもつて經營管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権の認定を受ける者（以下「經營管理実施権者」という。）は甲に義務を負い、甲は、当該經營管理実施権者に対して經營管理実施権に對して義務を履行を求めることができる。また、乙はこの經營管理実施権配分計画に規定された報告収取の権限の範囲内において、經營管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。
（4） 経営管理権及び經營管理受益権の設定

この経営管理権取扱計画の公告により、乙に經營管理権が、甲に經營管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された經營管理権は、この公告の後ににおいて当該森林の森林所有者とになった者（国その他の森林經營法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 税税公課の負担

甲は、經營管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権取扱計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア、甲が偽りその他不正な手段又は錯誤等により乙に經營管理権取扱計画を定めさせたことが判明した場合
イ、甲が当該森林に係る権原を有しなくなつた場合

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することができたときは、気象災害等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権取扱計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
④ 甲及び乙は、この経営管理権取扱計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
（8） 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、經營管理実施権が設定されていないときには乙が（經營管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（經營管理実施権が設定されなかつた場合）

① 気象災害により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行ふものとする。
③ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支拂われる保険金があるときは、甲は当該保険金を乙に帰属させるものとする。
し、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金額を乙に帰属させるものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施
- 次に掲げる場合において、(11)に掲げる事項について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
 - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
 - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- (14) 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- ① 甲の通知及び届出
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は星滯なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずして、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理実施権配分計画を設定することができます。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を受ける義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権により設定された経営管理実施権に基づき経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する権利を剥奪するものとみなす。
- (16) その他
- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (II) の額の算定方法

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞（乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合）

【時期】

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

＜経営管理実施権が設定されない場合＞（乙が経営管理を行う場合）

【時期】

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

経営権管理計画書

1. 個別事項

整理番号	仁保中郷 集R4第22号	経営管理権の設定を受ける市町村 (名称)	山口市長 伊藤 和貴		(所在地)		山口県山口市龜山町2番1号		(住所又は所在地)	
		乙が経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)								
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										
番号	所在	地番	林川並	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	図面 No.	経営管理権 の始期	経営管理権 の終期
1	山口市仁保中郷字百合野	11942	1112林班442-0	山林	0.266	スギ	73	77・83	公告の日から	別添1の①参照
2	山口市仁保中郷字百合野	11942	1112林班443-2	山林	0.266	ヒノキ	38	77・83	を設定期間	別添1の①参照
3									を設定期間	
4									を設定期間	
5									を設定期間	
6									を設定期間	
7									を設定期間	
8									を設定期間	
9									を設定期間	
10									を設定期間	
11									を設定期間	
12									を設定期間	
13									を設定期間	
14									を設定期間	
15									を設定期間	
16									を設定期間	
17									を設定期間	
18									を設定期間	
19									を設定期間	
20									を設定期間	
21									を設定期間	
22									を設定期間	
23									を設定期間	
24									を設定期間	
25									を設定期間	
26									を設定期間	

番号	所在	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)			経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			
		地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	権原の種類
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

住所

山口市長 伊藤 和貴

氏名 (自署)

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は、林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を（ ）書きで2段書きることとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することとする。
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
(5) (B) 欄は、「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理実施権配分計画の定めるところにより設定される経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めることによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の經營管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等による経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権者に対して経営管理法施行規則に定められた者を除く。また、乙はこの経営管理実施権配分計画及び当該経営管理実施権実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に属する。

(4) 経営管理実施権受益権の設定

この経営管理実施権配分計画の公告後において、当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林經營管理権者）に設定される。乙に設定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該する場合には、この経営管理実施権配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

② 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなったことを明示した場合
乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することができないときは、気象災害等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理実施権配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に臨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設置された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

（8）甲への通知
当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されていないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかつた場合）

① 気象災害により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行ふものとする。
③ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金を乙に帰属させるものとし、乙が当該保険金を乙に委託するものと

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は連帯なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
① 乙は、甲から経営管理権の認定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、
② 経営管理実施権者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができます。
③ 経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告書を徴収する義務を負う。
④ 甲が経営管理実施権配分計画により認定された経営管理受益権から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に關する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経営管理別添1 経営権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (I) の額の算定方法

別添 3 甲に〇を支払うべき時期、相手方及び方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞（乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合）

- 【時期】
○経営管理実施権者から甲に対する〇の支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

＜経営管理実施権が設定されない場合＞（乙が経営管理を行う場合）

- 【時期】
○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

経営管権集積計画

番号	所在	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)			経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (B)				
		地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	氏名又は名称	権原の種類
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

山口市長 伊藤 和貴

住所

氏名 (自署)

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特別手続により定めた旨が分かれる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となつた場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は、林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を（ ）書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付することとともに、備考欄にその旨を記載すること。
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで2段書きすること。
(5) (B) 欄は、「〇〇年」、又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2. 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施することと。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められた場合には、乙は、自己の財産に対するものと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画により経営管理受益権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に普管生産義務を負い、甲、乙に規定された報告収取の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理実施権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

(5) 税税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合は、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段又は錯誤等により、乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

② 乙は、災事その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することができなく困難となつたときは、気象災害等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定める経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立ち入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に臨時立ち入り、若しくは当該森林に設定された路線その他の施設

を使用し、若しくは乙以外の者を使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙

は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であつて、かつ第三者から当該立木

について除去等を行うことを認めることがある。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されていないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかつた場合）

① 気象災害により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する手続は乙がこれを行うものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金を乙に帰属させるものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該保険に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金額を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- (12) 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
① 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
② 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (13) 損害の賠償
① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益によつて甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
② 乙の責めに帰すことのできない事由によつて甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (14) 甲の通知及び届出
① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは譲り受けた場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他の当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は速読なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずして、甲及び乙に経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理実施権を設定することができる。
② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理実施権に基づき経営管理実施権を受けたときは、当該支払を受けた権の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する権利を行使する権限を有する。
- (16) その他
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
所在	地番	林小班	林番		
山口市仁保中郷字一 日田	2540-2	1112林班F155-3	<経営管理実施権が設定される場合> (乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合)		
山口市仁保中郷字一 日田	2540-2	1112林班F160-2	○経営管理実施権者（民間事業者）が間伐、主伐並びに主伐後の植栽及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。		
山口市仁保中郷字一 日田	2540-1	1112林班F155-3	○主伐後の植栽には、地拵え後、スギ・ヒノキ等を1,000～3,000本／haの密度で植栽を実施するものとする。		
山口市仁保中郷字一 日田	2540-1	1112林班F160-2	○保育については、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるよう、下刈り、除伐等を実施するものとする。		
			○経営管理実施権者は、溪畔林における不必要な伐採は控えるなど、生物多様性に配慮するものとする。		
			○経営管理実施権者は、火災、病害虫及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。		
				<経営管理実施権が設定されない場合> (乙が経営管理を行う場合)	
				○乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要的伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。	
				○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。	
				○乙は、火災、病害虫及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。	
(1)					
(2)					

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D) の額の算定方法

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞（乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合）

【時期】

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

- 次の支払先に支払うものとする。
（支払先） 甲の指定する口座

＜経営管理実施権が設定されない場合＞（乙が経営管理を行う場合）

【時期】

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。
- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号 集R4第24号	仁保中郷 経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)	(名称)		(所在地)		(住所又は所在地) 山口県山口市龜山町2番1号
		(氏名又は名称) 伊藤 和貴				
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)						
番号	所在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 植種
1	山口市仁保中郷字棚田	10328-1	1125林班C62-0	山林	1.4656	その他の森林(次ギ)
2	山口市仁保中郷字棚田	10328-1	1125林班C63-0	山林	1.4656	スギ
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						

経営管理権の取扱いによる利益か
損失等に要する経費を
支払うべき場合に付て甲に支払わ
るべき金銭(①)の額
の算定方法

経営管理権の取扱いによる利益か
損失等に要する経費を
支払うべき場合に付て甲に支払わ
るべき金銭(②)の額
の算定方法

経営管理権の取扱いによる利益か
損失等に要する経費を
支払うべき場合に付て甲に支払わ
るべき金銭(③)の額
の算定方法

経営管理権の取扱いによる利益か
損失等に要する経費を
支払うべき場合に付て甲に支払わ
るべき金銭(④)の額
の算定方法

経営管理権の取扱いによる利益か
損失等に要する経費を
支払うべき場合に付て甲に支払わ
るべき金銭(⑤)の額
の算定方法

経営管理権の取扱いによる利益か
損失等に要する経費を
支払うべき場合に付て甲に支払わ
るべき金銭(⑥)の額
の算定方法

経営管理権の取扱いによる利益か
損失等に要する経費を
支払うべき場合に付て甲に支払わ
るべき金銭(⑦)の額
の算定方法

経営管理権の取扱いによる利益か
損失等に要する経費を
支払うべき場合に付て甲に支払わ
るべき金銭(⑧)の額
の算定方法

経営管理権の取扱いによる利益か
損失等に要する経費を
支払うべき場合に付て甲に支払わ
るべき金銭(⑨)の額
の算定方法

経営管理権の取扱いによる利益か
損失等に要する経費を
支払うべき場合に付て甲に支払わ
るべき金銭(⑩)の額
の算定方法

番号	所在	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)			経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				
		地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	氏名又は名称	権原の種類
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所 山口県山口市亀山町2番1号
山口市長 伊藤 和貴

住所 山口県山口市亀山町2番1号
氏名 (自署)
[REDACTED]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。また、特別手続により定めた旨が分かること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) 新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積を()書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権を特定することができる図面を添付すること。
- (4) (A) 横の「面積」は、林地台帳に記載された面積を示すことをし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には、実面積を()書きで2段書きする。
- (5) (B) 横の「現況樹種」及び「現況林齡」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで2段書きすること。

2 共通事項

この経営管理施設計画の定めるところにより設定される経営管理受益権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対する同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画には、経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に運営注音義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画に定める事項に応じて経営管理実施権者に対する履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告微収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に歸属する。

(4) 経営管理実施権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後ににおいて当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定めた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 中が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）（9）（15）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に臨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設置された路線その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）（9）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めてることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかつた場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲との協議により定める。

② 乙は、乙の費用負担として当該森林に生育する樹木について甲を被保険者として当該森林を保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する手続きは乙がこれを行ふものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金を乙に解消させるものとする。
し、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金を乙に解消させるものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理実施権を設定することができます。
② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理受益権を行使する権利を有する権利者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する権利を譲り受けたものとみなす。
- (16) その他
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(①)の額の算定方法

別添3 甲にD)を支払うべき時期、相手方及び方法

<経営管理実施権が設定される場合> (乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合)

[時期] ○経営管理実施権者から甲に対するD)の支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

[相手方及び方法]

○次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

<経営管理実施権が設定されない場合> (乙が経営管理を行う場合)

[時期] ○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

[相手方及び方法]

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。